

第2次小城市総合計画「後期基本計画」策定方針

総合計画の体系

第2次小城市総合計画は、『基本構想』『基本計画』をもって構成

◆基本構想とは・・・

市政運営の根幹となるもので長期的な視点から、まちの目指すべき将来像、まちづくりの方向性などを示します。

◆基本計画とは・・・

基本構想を実現するための施策体系を示すもので、各施策における今後の方向を示し、施策を総合的に運営します。

<計画期間>

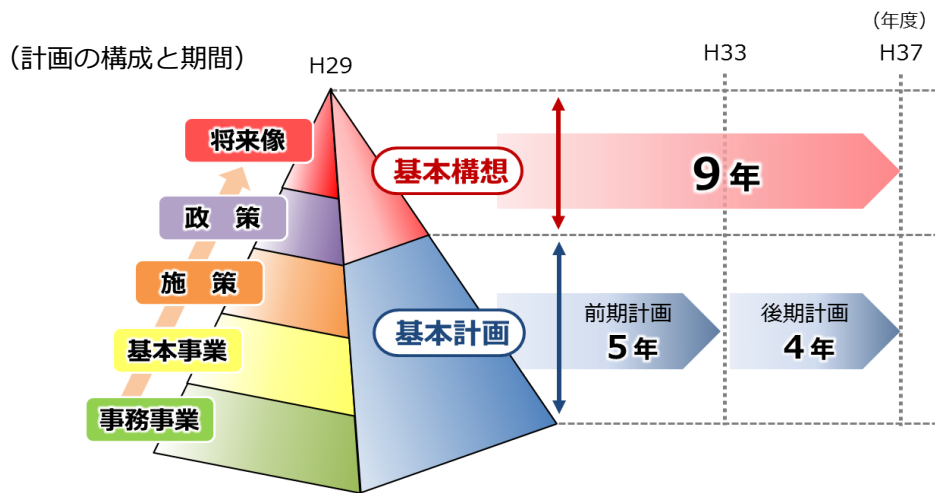
	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7
基本構想	9年								
基本計画	前期計画 5年					後期計画 4年			

基本構想

基本構想部分については、目指す将来像や政策が記述されており、また計画期間9年間の中間であるため、見直しは行わない。

基本計画

基本計画については、基本的には前期基本計画を引き継ぐが、今後4年間を見据えて見直しを行う。また、指標等についても前期計画の5年間の状況をもて見直しを行う。



(第2次総合計画策定時取り決め内容)

第2次総合計画以降の総合計画の期間については、従来の「基本構想10年、前期計画5年、後期計画5年」から、市長の任期と連動させた「基本構想8年、前期計画4年、後期計画4年（第2次総合計画のみ基本構想9年、前期計画5年、後期計画4年）」に変更することとしております。

これにより、市長の任期と計画期間が重なるようになり、市長のマニフェスト（選挙公約）との連動性が確保され、さらに4年間の成果がわかりやすくなります。また、計画期間が短縮されることで、社会情勢や環境の変化に柔軟に対応でき、より正確な市民ニーズを反映した計画となります。

第2次総合計画の構成及び計画期間は、次のとおりとします。

(1) 基本構想

基本構想は、市政運営の根幹となるもので、長期的な視点から、まちづくりの基本的な理念、目指すべき将来都市像、まちづくりの方向性などを策定します。

計画期間は平成29年度から平成37年度までの9年間とします。

※基本構想については、平成23年に地方自治法が改正され、策定義務が廃止されましたが、市政の長期ビジョンを示すものであり、計画的な市政の推進に重要な指針となるものであること、また、基本計画とともに一体的に示し、政策体系上、各施策分野に渡るすべての計画の最上位の方針として位置付けられるものであることから、引き続き明確な位置付けを付与することとして、議会の議決を経て、策定します。

(2) 基本計画

基本計画は、基本構想を実現するための施策体系を示すもので、各施策における市の現状や課題、今後の方向を示し、施策を総合的に運営するために策定します。

前期計画と後期計画からなり、前期計画の期間は、平成29年度から平成33年度までの5年間とし、後期計画の期間は、平成34年度から平成37年度までの4年間とします。

基本計画の見直しの内容

策定の背景

本市では、平成 28 年 10 月に「誇郷幸輝 ～みんなの笑顔が輝き幸せを感じるふるさと小城市～」を目指す将来像とした「第 2 次小城市総合計画」を策定しました。この総合計画の目標年次は令和 7 年度であり、前期基本計画の計画期間を平成 29 年度から令和 3 年度までと定め、将来都市像の実現に向けて各種施策を展開してきました。令和 3 年度に前期基本計画期間の終了を迎えることから、令和 4 年度から令和 7 年度までの後期基本計画を策定する必要があります。そこで、後期基本計画については、原則前期基本計画を踏襲しつつ策定します。

全国的に少子高齢化・人口減少の局面にある中、本市も、少しずつ人口が減少し続けている都市であり、市制施行当時（平成 17 年）の 47,060 人から、令和 2 年 4 月末で 45,092 人（外国人含む。）と 1,968 人減少しています。これからの 20 年間も人口はさらに減少していくと推計されており、その対応を着実に進める必要があります。

また、東日本大震災・熊本地震をはじめとする大規模な地震や、昨年の佐賀豪雨にみられるように、全国的な気象変動に起因すると考えられる台風・豪雨災害などが多発し、災害対策の充実や都市基盤の安全向上の必要性、社会経済の先行き不安等、取り巻く環境にも大きな影響が生じています。それに加え、今年に入り新型コロナウイルス感染症対策など今後これまで予測していなかった事態が発生する可能性があることを踏まえて、まちづくりを行っていく必要があります。

後期基本計画期間においては、このような社会経済情勢の変化等に対応するとともに、これまでの本市における施策の進捗状況を勘案し、新たな目標設定に反映していくことが求められます。

(1) 政策【10】

政策については、基本構想の中で示されており、見直しを行いません。

(2) 施策【33】

前期計画5年間の取組状況を踏まえ、また、前期期間で大きく変化した社会情勢等を勘案し、施策の再点検を行うと同時に、新たな施策の位置づけも検討します。

(3) 基本事業【90】

施策の下に位置付けられる基本事業の見直しが行う必要がある場合は、見直しを検討します。

(4) 事務事業【約620】

施策、基本事業を見直すことにより、新規事務事業の立ち上げや、成果を達成している事務事業については見直し・廃止の検討を行なう必要があります。

(5) 施策の成果を示す主な指標

施策の達成度を計る指標として施策ごとに設定しており、施策と同様に再点検を行い、進捗状況を把握します。

新たに令和7年度を目標とする指標を全て設定します。

(6) その他

第2次小城市総合計画計画策定時に9年後の姿を見越して記述されているため、現状にそぐわない記述等については、現状に合わせた文言の表現に訂正します。

ただし、基本構想の中で示していた「小城市まち・ひと・しごと創生総合戦略」「市民ニーズの動向」については、後期基本計画の序論の中で見直した内容を記載します。

*将来の人口については、今後要検討事項とする。

基本計画の見直しの進め方

	庁内検討時期	決定時期
①施策体系(施策の組み立て)	R2. 6～8 月	R2. 9 月
②施策目的(対象・意図)	R2. 7～8 月	—
③成果目標の検討・設問設計	R2. 8 月	—
市民意識調査 (市民アンケート)	R2. 9～10 月	—
④施策の振り返り・総括	R2. 11～12 月	—
⑤現状と課題	R2. 11～12 月	—
⑥施策目標値検討	R3. 2 月	R3. 5 月
⑦役割分担検討	R3. 2 月	—
⑧基本事業設定	R3. 4 月	R3. 6 月
⑨取組方針設定	R3. 4 月	R3. 6 月
⑩計画書案作成	R3. 6 月	R3. 7 月
総合計画審議会	R3. 7～10 月	—
パブリックコメント	R3. 7～8 月	—
⑪議会上程	—	R3. 12 月
⑫計画策定	—	R3. 12 月

後期基本計画の見直しの体制

別紙(資料 4-2)体制図 参照

(1) 庁内体制

総合計画は、今後のまちづくりの指針となる重要な計画であり、全職員が共通の認識を持ち、一丸となって計画策定にあたる必要があることから、全庁的な策定組織を設置します。

策定推進委員会において、これまで事務事業評価(貢献度評価・優先度評価)に関わってきた課長・副課長を中心として見直しを進め、随時課内にフィードバックし協議していくことで、より内容の充実した計画策定にあたることとします。その内容については、順次経営戦略会議で決定を受けます。

(2) 市議会

市議会は二元代表制の一方の代表機関であることを踏まえ、小城市総合計画策定条例第4条の規定により、市議会の議決を経て策定することとします。

(3) 市民参画

① 総合計画審議会

小城市総合計画審議会条例に基づき、小城市総合計画審議会を設置します。複雑・高度化する行政課題に的確に対応した計画の策定を目的に、様々な行政分野における有識者等で構成し、後期基本計画の策定に必要な事項に関して、総合的かつ専門的な立場から調査及び審議していただきます。

② まちづくり市民会議

第2次小城市総合計画策定時、基本構想についてまちづくり市民会議からの意見をいただいておりますが、後期基本計画の策定ということで、まちづくり市民会議の設置は行わないこととします。

③ 市民意識調査(市民アンケート)

前期基本計画の成果目標達成度を図るための市民アンケート結果をふまえ、後期基本計画を策定するに当たっての市民アンケートを行い、広範な市民意見を集約し、後期基本計画策定の基礎資料として活用します。

④ パブリックコメント(意見公募)

後期基本計画の案を公表し、それに対して提出された市民等の意見と、その意見に対する市の考え方を公表するとともに、市民等の意見を計画に反映させることを目的とし、パブリックコメント(意見公募)を実施します。

⑤ 市民への情報提供と意見の募集

市のホームページ等により計画策定経過等を公開し、ファクスや電子メールなど多様な手段により、広く市民意見を求める機会を設けます。

後期基本計画の策定スケジュール

令和2年度から後期基本計画の策定にとりかかることとし、別紙(資料4-3)スケジュールにより進めるものとします。

総合計画と個別計画との考え方

長期的ビジョンを持った総合計画を市の計画の最上位に位置付け、基本計画で示した施策の体系に基づき、施策の考え方や事業を個別計画でより詳細に定めます。総合計画の策定にあたっては、そうした各種の個別計画との整合性を図りながら、市全体の計画体系を明確にしていくこととします。

行政評価システムとの連動

後期基本計画を策定するにあたり、行政評価の方法を見直し、総合計画の施策の実行性の確保、住民にわかりやすく透明性の高い行政運営、財政状況に応じた施策の展開を実施します。

行政評価見直し内容

- ・施策評価の一連の流れを見直し、毎年度実施していた施策の方針、施策毎の方針の作成を取りやめ、今後4年間で重点的に実施する施策を「重点施策」として整理する。
- ・今後4年間で重点的に実施していく事務事業として施策ごとに「実施計画」を選定し、重点的に評価を行っていく。